四八　消費者契約法の一部改正関係

適格消費者団体は、適格消費者団体である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一六条第二項関係）

四九　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正関係

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第五条第一三項関係）

五〇　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正関係

登録再生利用事業者は、主務省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一四条関係）

五一　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正関係

1　公安委員会が認定の通知をした者に交付する認定証は、廃止することとした。（第五条第二項関係）

2　自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定める様式の標識、利用者から収受する料金及び自動車運転代行業約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第九四条第一項関係）

五二　確定拠出年金法の一部改正関係

確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第九四条第一項関係）

五三　農林中央金庫法の一部改正関係

農林中央金庫は、所属外国銀行に関する届出をした内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第五九条の八関係）

五四　使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正関係

1　引取業者は、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第五〇条関係）

2　解体業者は、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第六五条関係）

五五　民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

一般信書便事業者は、料金、信書便約款その他総務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一八条関係）

五六　不動産登記法の一部改正関係

関係人の所在が判明しない場合における筆界特定の申請があった旨の通知は、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の掲示場に掲示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができることとした。（第一三三条第二項関係）

五七　信託業法の一部改正関係

信託契約代理店は、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第七二条第二項関係）

五八　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正関係

公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第一六二条第三項、第二二九条第三項、第二三〇条第三項、第二七五条第三項及び第二七六条第三項関係）

五九　探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正関係

1　公安委員会が探偵業の届出をした者に交付する届出があったことを証する書面は、廃止することとした。（第四条関係）

2　探偵業者は、内閣府令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一二条第二項関係）

六〇　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正関係

公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を経済産業省の掲示場に掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第五二条の四第二項関係）

六一　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定適格消費者団体は、特定適格消費者団体である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第七四条第二項関係）

2　消費者団体訴訟等支援法人は、消費者団体訴訟等支援法人である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一〇一条第二項関係）

六二　行政不服審査法の一部改正関係

公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第五一条第三項関係）

六三　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正関係

公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を経済産業省の掲示場に掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第二一条第二項関係）

六四　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正関係

共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第七条第一項関係）

六五　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第六四号）（内閣府本府）

1　令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等

㈠　定義

この法律において「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響並びに原油価格及び物価が高